



山ト協適第105号

平成28年11月21日

会 員 各 位

(公社) 山形県トラック協会
会 長 加 川 操



事業用貨物自動車運転者の体調急変に伴う事故防止の徹底について

平素は当協会の業務運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、平成28年10月6日(日)宮城県内の国道交差点付近において、県内事業所の2トントラックがハザードランプを点灯し駐車中、運転者(52歳)が意識喪失状態で発見され、その後、病院で死亡した事案が発生しております。

運転者は、大動脈解離等の持病のため継続治療中であり、事業所として十分健康に配慮した作業に従事させていたところでした。

本件は、他車の介在もなく交通事故にはなりませんでしたが、重大事故に発展する可能性の高い事案であります。

については、本年1月に改訂された「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、健康診断による疾病の把握、就業上の措置、及び乗務前の点呼における乗務判断等を適切に実施していただき、事業用自動車運転者の健康管理に万全を期すようお願い申し上げます。

(担当)

適正化事業部長 大瀧

TEL 023-624-1989